

# 虐待防止に関する指針

施行日：2024年1月1日

## 1. 虐待防止に関する基本的考え方

訪問看護ステーション平成の森（以下当事業所）では、高齢者の人権・人格を尊重し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に指針を定める。高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する以下の行為のいずれも行いません。

本指針における虐待の定義は以下のとおりです。

区分	定義
i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ii 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
v 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会（以下委員会）」を組成する。
- 本委員会の委員長は当事業所の管理者とし、本委員会は委員長と担当者で行う。
- 本委員会委員長は、医療法人啓仁会川島病院「医療安全対策委員会」委員として会議に出席する。

- 4) 本委員会の会議内容の報告も行う。
- 5) 委員会は年1回以上及び委員長が必要と認めるときに開催する。その結果については職員に周知し虐待発生防止・再発に努める。
- 6) 会議の実施にあたっては、zoomを用いる場合がある。
- 7) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
  - (1) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
  - (2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - (3) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
  - (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関わること
  - (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3. 虐待防止のための職員研修

---

- 1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施する。
- 2) 具体的には、以下のプログラムにより実施する。
  - (1) 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - (2) 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
  - (3) 虐待の種類と不適切ケアについて
  - (4) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報について
  - (5) 本指針の内容に基づく取り組み方法
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

### 4. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」）が発生した場合の対応方法

---

- 1) 虐待等が発生した場合には、ただちに委員会を開催し客観的事実を確認する。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、職務規定に従い、厳正に対処する。
- 2) また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

---

- 1) 利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待が疑われる相談などがあった場合は、本指針に基づき対応する。
- 2) 職員は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況を把握する。
- 3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であり、当事者が職員であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、職務規定等に則り必要な措置を講じる。
- 4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- 5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

## 6. 成年後見制度の利用支援

---

利用者又はご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援をする。

## 7. 虐待に係る苦情解決方法

---

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について管理者に報告する。
- 2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- 3) 対応の流れは、上述の「5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- 4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## 8. 当該指針の閲覧

---

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、いつでも本指針を閲覧することができるようにする。

## 9. その他虐待の防止の推進

---

3. に定める研修会のほか、高齢者福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的

に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

---

(付則) この指針は、2025年(令和6年)1月1日より施行する。

---

## 別表 高齢者虐待類型（例）

厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業所による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>①暴力的行為：平手打ちをする、ぶつかって転ばせる、刃物や器物で外傷を与える、入浴時に熱い湯ややけどをさせる、物を投げつけるなど</p> <p>②本人の利益にならない強制による行為：医学的診断に位置づけられていない身体的苦痛を招く行為の強要、介護がしやすいようにベッドへ抑えつける、食事の際に拒否しているのに口に入れて食べさせるなど</p> <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>①著しく不衛生な状態での生活放置：異臭、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れた服、褥瘡の放置、おむつの放置、水分・栄養不足など</p> <p>②高齢者の状態に応じた治療・介護を怠る行為：必要な受診をさせない、処方通りの服薬をさせない、副作用を放置するなど</p> <p>③必要な用具の使用を制限：ナースコール、眼鏡、義歯、補聴器等を使用させないなど</p> <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその放置</p>
iii 心理的虐待	<p>①威嚇的な発言・態度：怒鳴る、罵る、「ここにいられなくしてやる」等の脅迫</p> <p>②侮辱的な発言・態度：排泄失敗を嘲笑する、「死ね」などの侮蔑的発言、子ども扱いするような呼称</p> <p>③否定・無視：ナースコールを無視する、悪口を言いふらす、大切なものを壊すなど</p> <p>④意欲・自立心を低下させる行為：自分でできるのに職員の都合でおむつ使用・食事全介助をするなど</p> <p>⑤不当な孤立：家族への伝言を無視する、住所録の取り上げ、意思を無視した面会拒否など</p>
iv 性的虐待	<p>①合意なしのあらゆる形態の性的行為：性器への接触・キス・性的行為の強要</p> <p>②性的な話の強要（無理矢理聞かせる・話させる）、わいせつな映像・写真を見せる</p> <p>③排泄・着替え介助の目的で下半身を裸にしたり下着のまま放置する</p> <p>④人前での排泄・おむつ交換、またその場面を見せないための配慮をしない</p>
v 経済的虐待	<p>①合意なしの財産・金銭の使用：金銭・財産等の着服・窃盗、無断使用・処分、おつりを渡さない</p> <p>②事業所への寄付・贈与の強要</p> <p>③立場を利用した金銭の借用</p> <p>④日常的に使用するお金の不当な制限、生活に必要なお金を渡さない</p>

## 資料1 高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する「サイン」として、複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなる。この他にも様々な「サイン」があることを認識する。

虐待疑いや虐待があった場合は、下記チェックリストの該当項目にチェックを行い提出すること。

### ◆ 身体的暴力による虐待のサイン

チェック	サイン例
<input type="checkbox"/>	身体に小さな傷が頻繁にみられる。
<input type="checkbox"/>	太腿の内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる。
<input type="checkbox"/>	回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
<input type="checkbox"/>	頭、顔、頭皮等に傷がある。
<input type="checkbox"/>	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷痕がある。
<input type="checkbox"/>	急におびえたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
<input type="checkbox"/>	傷やあざの説明のつじつまが合わない。
<input type="checkbox"/>	主治医が保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

### ◆ 心理的障害を与える虐待のサイン

チェック	サイン例
<input type="checkbox"/>	かきむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
<input type="checkbox"/>	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。

<input type="checkbox"/>	身体を萎縮させる。
<input type="checkbox"/>	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
<input type="checkbox"/>	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
<input type="checkbox"/>	自傷行為がみられる。
<input type="checkbox"/>	無力感、あきらめ、なげやりな様子になる。

#### ◆ 性的暴力による虐待のサイン

チェック	サイン例
<input type="checkbox"/>	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
<input type="checkbox"/>	肛門や性器からの出血や傷がみられる。
<input type="checkbox"/>	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
<input type="checkbox"/>	主治医が保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
<input type="checkbox"/>	睡眠障害がある。

#### ◆ 経済的虐待のサイン

チェック	サイン例
<input type="checkbox"/>	年金や財産収入があることが明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	自由に使えるお金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。
<input type="checkbox"/>	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。

<input type="checkbox"/>	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
<input type="checkbox"/>	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

◆ 介護等日常生活上の世話の放棄・拒否・怠慢による虐待（自己放任含む）のサイン

チェック	サイン例
<input type="checkbox"/>	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、または異臭を放っている。
<input type="checkbox"/>	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
<input type="checkbox"/>	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
<input type="checkbox"/>	汚れたままの下着を身につけるようになる。
<input type="checkbox"/>	かなりの褥瘡ができています。
<input type="checkbox"/>	身体から、かなりの異臭がするようになってきている。
<input type="checkbox"/>	適度な食事を準備されていない。
<input type="checkbox"/>	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
<input type="checkbox"/>	栄養失調の状態にある。
<input type="checkbox"/>	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

◆ 家族の状況に見られるサイン

チェック	サイン例
<input type="checkbox"/>	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
<input type="checkbox"/>	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
<input type="checkbox"/>	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をします。

<input type="checkbox"/>	経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしない。
<input type="checkbox"/>	福祉や保健の担当者と会うことを嫌うようになる。

#### ◆ その他のサイン

チェック	サイン例
<input type="checkbox"/>	通常的生活行動に不自然な変化が見られる。
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
<input type="checkbox"/>	ものごとや自分の周囲に対して、極度に無関心になる。
<input type="checkbox"/>	睡眠障害が見られる。

北海道 高齢者虐待対応支援マニュアル（改訂版）平成 18 年 10 月を一部改変